

柴田町水道料金等一覧表

令和元年10月1日

・水道料金【柴田町給水条例第23条】

基本料金（1箇月）

メーター口径	料 金
13mm	1,089 円
20mm	2,860 円
25mm	6,160 円
30mm	9,900 円
40mm	21,230 円
50mm	37,950 円
75mm	110,880 円
100mm	236,280 円
125mm	425,700 円
150mm	686,400 円

水量料金

種別及び用途		料 金
一般用	1 m ³ から10m ³ まで	110 円/m ³
	11m ³ から20m ³ まで	143 円/m ³
	21m ³ から50m ³ まで	187 円/m ³
	51m ³ 以上	220 円/m ³
プール用		187 円/m ³
臨時用		506 円/m ³

○水道料金の計算のしかた(例)

口径20mmで1箇月の使用水量18m³の場合

①基本料金	2,860 円
②水量料金	1,100 円 (10m ³ までとして、10m ³ ×110円)
〃	1,144 円 (11m ³ から18m ³ までとして、8m ³ ×143円)
合 計	5,104 円

・手数料【柴田町給水条例第29条：特別な事由がない限り還付しない】

項 目	手数料の額
町長が給水装置工事の設計をするとき	10,000 円/件
第5条第1項の申し込みを承認するとき(給水装置の新設等)	1,000 円/件
第7条第1項の指定をするとき(指定給水装置工事事業者)	30,000 円/件
第7条第2項の設計審査をするとき	2,000 円/件
第7条第2項の工事検査をするとき	2,000 円/件
第19条第2項の消防演習の立会いをするとき	500 円/件
第33条第2項の確認をするとき(給水装置の基準等確認)	10,000 円/件
催促状を発行するとき	100 円/件
指定給水装置工事事業者証の交付及び再交付するとき	3,000 円/件
国道及び県道内給水管埋設占用の申請をするとき	10,000 円/件

・加入金【柴田町給水条例第30条】

給水管の口径	加入金の額	口径変更の場合
13mm	42,900 円	φ13からφ20にする場合 (φ20) (φ13) (差額) 92,400円－42,900円＝49,500円
20mm	92,400 円	
25mm	151,800 円	
30mm	231,000 円	
40mm	462,000 円	
50mm	781,000 円	
75mm	2,035,000 円	

※100mm以上は町長が別に定める